

医療費助成制度のお知らせ

次の要件に該当する方は、年金・長寿医療グループまたは各支所で申請し、受給者証の交付を受けてください。

なお、すでに受給者証の交付を受けている方は、あらためて申請する必要はありません。

問い合わせ
年金・長寿医療
グループ
(☎052137)

重度心身障害者医療費助成制度

◎助成が受けられる要件 次の全ての要件を満たす方

- ①市内に住民登録があり健康保険に加入している方
- ②次のいずれかの障がいのある方
 - ・身体障害者手帳の交付を受けており、身体障害者障害程度等級表1級、2級または3級の内部障害（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害のみ）に該当する方
 - ・知的障がいがあり、A判定の療育手帳の交付を受けている方。またはIQが50以下と判定（診断）された方
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害等級の1級に該当する方
 - ③主たる生計維持者の所得が制限額以内である方

※65歳以上の方は、一部の知的障がいのある方を除き、後期高齢者医療制度への加入が条件となります。

◎負担内容

- ・一般世帯 1割負担
通院（月額上限）1万2千円
入院（月額上限）4万4千円
- ・3歳未満または住民税非課税世帯 初診時に一部負担金
医科580円、歯科510円、柔道整復・鍼灸270円

※精神障がいのある方は入院を除く医療費のみ助成します。

◎手続きに必要なもの

- ・健康保険証または後期高齢者医療受給者証
- ・障がいの程度が確認できる手帳または判定（診断）書
- ・主たる生計維持者や対象者の所得課税証明書（公簿確認できる場合は不要）
- ・印鑑

ひとり親家庭等医療費助成制度

◎助成が受けられる要件 次の全ての要件を満たす方

- ①市内に住民登録があり健康保険に加入している方
- ②家庭の状況が次に該当する方
- ・母・父親：ひとり親家庭などの親で20歳未満の児童を扶養または監護している方
- ・児童：右記に該当する親に扶養・監護されている20歳未満の児童または両親の死亡、行方不明などにより他の家庭に扶養されている20歳未満の児童
- ③主たる生計維持者の所得が制限額以内である方

◎負担内容

- ・一般世帯 1割負担
通院（月額上限）1万2千円
入院（月額上限）4万4千円
- ・3歳未満または住民税非課税世帯 初診時に一部負担金
医科580円、歯科510円、柔道整復・鍼灸270円

※親は、入院と指定訪問看護にかかる医療費のみ助成します。

◎手続きに必要なもの

- ・健康保険証
- ・主たる生計維持者や対象者の所得課税証明書（公簿確認できる場合は不要）
- ・印鑑

乳幼児等医療費助成制度

◎助成が受けられる要件 次の全ての要件を満たす方

- ①市内に住民登録があり健康保険に加入している方
- ②中学校就学前の12歳以下の方
- ③主たる生計維持者の所得が制限額以内である方

◎負担内容

- ・一般世帯 1割負担
通院（月額上限）1万2千円
入院（月額上限）4万4千円
- ・3歳未満または住民税非課税世帯 初診時に一部負担金
医科580円、歯科510円

※小学校就学中の児童は、入院と指定訪問看護にかかる医療費のみ助成します。

◎手続きに必要なもの

- ・健康保険証
- ・主たる生計維持者の所得課税証明書（公簿確認できる場合は不要）
- ・印鑑

◇受給者証をお持ちの方は、次の点にご注意ください。

- ①入院するときは、加入している健康保険から『限度額適用認定証』または『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受け、保険証・受給者証と一緒に病院の会計窓口へ提出してください。
- ②加入している健康保険などから『高額療養費、高額介護合算療養費および災害共済給付金』の支給があったときには、必ず年金・長寿医療グループへ届け出てください。

- ③学校や保育所などの管理下で負傷して、医療機関などで受診したとき（医療費総額が5千円以上）は、学校などを通じて申請することにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付が適用されますので、受給者証は使用しないでください。また、受給者証を使用し災害共済給付が適用されたときは、必ず年金・長寿医療グループへ届け出てください。

◇受給者証の更新について

受給資格をお持ちの方で8月以降も引き続き医療費の助成が受けられる方には、新たな受給者証を7月下旬に郵送しています。ご不明な点がありましたら問い合わせください。